

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成 27 年 3 月 12 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(省令第 3 条の規則で定める場合)

第 2 条 省令第 3 条の規則で定める場合は、建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心より低い場合とする。

(省令第 4 条の規則で定める距離)

第 3 条 省令第 4 条の規則で定める距離は、次の各号に掲げる前面道路の幅員に応じ、当該各号に定める距離とする。

(1) 12 メートル以下の場合 6 メートルに、前面道路の路面の中心から建築物の敷地の地盤面までの垂直距離を加えた距離

(2) 12 メートルを超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離に、前面道路の路面の中心から建築物の敷地の地盤面までの垂直距離を加えた距離

(省令第 5 条第 4 項の規則で定める書類)

第 4 条 省令第 5 条第 4 項（省令附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書類（法第 17 条第 3 項に規定する計画の認定を受けた計画に従い耐震改修が行われた建築物にあっては、当該計画に従い耐震改修が行われたことを証する書類）とする。

(省令第 28 条第 2 項の規則で定める書類)

第 5 条 省令第 28 条第 2 項の規則で定める書類は、法第 17 条第 3 項に規定する計画の認定を受けようとする計画が同項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

(省令第 33 条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規則で定める書類)

第 6 条 省令第 33 条第 1 項の規則で定める書類は、同項に規定する申請書に同項第 2 号に掲げる書類を添えて提出する場合以外の場合にあっては、建築物が法第 5 条第 3 項第 1 号に規定する耐震関係規定に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

2 省令第 33 条第 2 項第 1 号の規則で定める書類は、建築物が法第 22 条第 2 項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類（法第 17 条第 3 項に規定する計画の認定を受けた計画に従い耐震改修が行われた建築物にあっては、当該計画に従い耐震改修が行われたことを証する書類）とする。

(省令第 37 条第 1 項第 3 号の規則で定める書類)

第 7 条 省令第 37 条第 1 項第 3 号の規則で定める書類は、法第 25 条第 1 項に規定する区分所有建築物が同条第 2 項の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを知事が適切であると認めた者が証する書類とする。

(書類の経由)

第 8 条 法及び省令の規定に基づき知事に提出する書類は、報告又は申請に係る建築物の所在地を管轄する地方事務所の長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(準用)

2 第 3 条の規定は、法附則第 3 条第 1 項の規定による報告について準用する。